

# 65歳以上のお客さまへ！

～多発する詐欺被害防止対策～

キャッシュカードによるATM振込を制限し  
お客様の預金を守ります！



昨今、お客さまをATMコーナーに誘導して電話で操作を指示し、ご預金を不正に振り込ませる「還付金詐欺」等の特殊詐欺被害が多発しております。

当組合では、こうした被害からお客さまの大切なご預金をお守りするため、既に70歳以上のお客さまには下記振込制限を実施させて頂いておりますが、令和4年9月12日（月）より、この対象年齢を70歳以上から65歳以上に引き下げさせていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

振込制限開始日	令和4年9月12日（月）
対象となるお客さま	65歳以上のお客さまで、過去1年以上当組合のキャッシュカードによるATM振込をご利用されていないお客さま
振込制限の内容	対象となるお客さまについては、ATMによる1日あたりの振込限度額を1,000円とさせていただきます。 なお、キャッシュカードによる「お預入れ」や「お引出し」は従来どおりご利用いただけます。

◎ 対象となるお客さまで、振込限度額を超える「お振込」を希望される場合は、キャッシュカードと本人確認書類（運転免許証など）をご持参のうえ、お取引店の窓口へお申し出ください。

令和4年8月